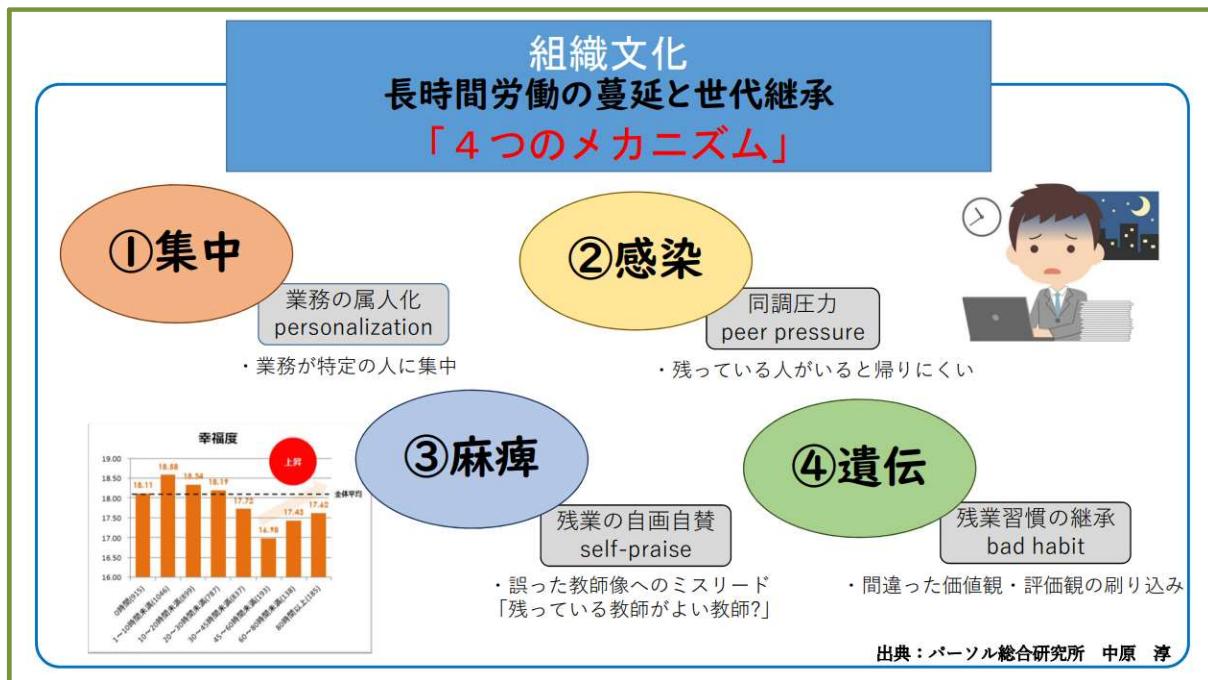


長時間勤務者との面談の促進

道立学校及び市町村立学校の教育職員に係る時間外在校等時間（超過時間）は、減少傾向にある一方、長時間勤務している教育職員は依然として多く、令和6年9月の道立高等学校では、月80～100時間未満が全教育職員の4.2%にあたる293名、月100時間以上が2.3%にあたる159名となっております。

長時間労働の背景には、「4つのメカニズム」があると、組織に関する調査・研究を行う、ある民間企業から報告されています。

①業務が特定の人に集中し属人化する「集中」、②残っている人がいると帰りにくいという同調圧力による「感染」、③残っている教師がよい教師という「麻痺」、④残業習慣がベテランから若手へと刷り込まれる「遺伝」です。このような状況が、日常的に学校の中で見られる場合は、マインドセットの転換が必要なのかもしれません。



北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策

長時間勤務が続くと、知らず知らずのうちに疲労が蓄積し、心身の健康を損なうことにもつながりかねません。このような過重労働に伴う健康障害を防ぐためには、自身の勤務状況をしっかりと把握することが大切であり、やむを得ず一定の勤務時間を超えて時間外勤務を行った場合は、産業医等による面接指導を受けることが重要です。長時間の業務により健康への悪影響が懸念される職員が面接指導を受けることは、自らが疲労の蓄積や心身の状況などの健康状態を把握する機会となり、健康障害の未然防止につながります。

安全衛生管理者（校長）においては、過重労働の報告（※1）に加えて、面接指導が必要となる職員に対して適切に面接指導（※2）を実施し、健康障害防止対策に努められるようお願いします。

また、職員の皆様におかれましては、業務時間の適切な把握のために、出退勤の打刻を正確に行い、必要な場合は産業医等による面接指導を受けましょう。

※1：過重労働報告対象者

- ・前月の時間外勤務が45時間を超えた職員
- ・直近の2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの1月あたりの平均の時間外勤務が80時間を超えた職員

※2：面接指導対象者

- ・前月の時間外勤務が80時間を超えた職員 → 面接指導は、職員本人の申出により実施
- ・前月の時間外勤務が100時間以上の職員
- ・直近の2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの1月あたりの平均の時間外勤務が80時間を超えた職員 → 面接指導は、本人の申出の有無にかわらず、原則として実施